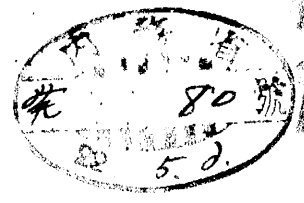


924

送	受	及	號	局	議	合	且	月	日	受	及	號	日
第	第	第	第	第	第	第							
號	號	號	號	號	號	號							
送	送	送	送	送	送	送							
月	月	月	月	月	月	月							
日	日	日	日	日	日	日							

案起 昭和三十二年五月二日
 付局受 月第 日號 局送 月日
 主查 文書課長
 文書課長
 人宣課長
 地方局長
 大臣
 次官
 警保局長
 企画課長
 施行 五月三日
 五月三日
 五月三日



案
 年月日
 都社自系系事宛
 内務次官

甲種別

決判 五月二日 文書課長

施行 五月三日

五月三日

第	第	第
送	送	送
月	月	月
日	日	日

一、送付番号は別紙及び封筒裏面に打つこと。

地方自治法施行に伴う警察に
関する措置について

地方自治法施行後の都道府県に
おける警察については、同法の附則
第一條及び第七條並びに政令第
十八号の規定によるものであつて、
その要領は右記の通りであるから、
御了解の上、運営に遺憾なきを
期せられたい。

一、警察は、引き続き現行警察官制の
定めるところに基き、現状のまま存
続し、従前の法令により事務を行

ものであること。

二、道府県警察部（警察署及び消防署
を含む）は、道府県知事及管理に属
するものであるが、その組織については、従前の
北海道警察官制、地方官制等の規定
によるものであること。尤も自治体の機
関である他の科課と緊密に協働
して職務を行つべきであることは申すま
でもよい。

地方自治法施行令第一條の規定によ
り従前の北海道警察官制及び地方官制
の規定中、引續き効力を有する
ものには別紙の如くである。
三、道府県知事は、政令第五條の規定に

に、警察事務の管理を任ずる
たきであつて、その職務の執行につ
ては、第五條及び第六條によるものであ
ること。

警察事務の管理を、警察本部の
長官たる警察本部長が、警察本部の
長官たる警察本部長が、警察本部の

四、現に現職又は道庁内警察本部に
勤務する職員中

一、官吏は、何等の手續を要せず、従前の
身分階級、俸給等と同一なり、引續
き保有すること。其の定員は、別表

の如くである。但し、現在警察本部に
勤務する職員中、警察本部に

二、吏員、在籍人、嘱託の身分待遇等に

一、警察本部は、地方自治法附則第四條及び
第五條の規定により、引続き、従前と
同様の取扱いはるべきであつて、その
勤務、任免の手續等は、従前の例に
より、處理すること。

五、従来主として警察本部以外の都に勤務
する一層する一官吏で、兼ねて警察本部に
併任されて来たものは、本日以降、その併任
身分は消滅する。

六、警察本部内に属する官吏の人事に關する
事務は、法令等ハ條により、警察本部で
取扱ふものであるが、その手續等については、總務
部等関係部課と適當な連絡をと
ることとする。



七、知事は、従前の例により、知事下吏を指
揮監督し、二は官の功過を、内務大臣
に具状し、三は官の進退は、これを奉行
する事があること。但し、知事事務の管理
については、法令第六條により、常に知事部
長を通じて行われ、その事があること。
八、知事下吏の任用を、限外共事については、
従前の規定によるが、その懲戒及び普通
法第六條については、地方自治法施行令第二
十六條及び第三十一條の規定するところ
によること。

九、知事署の設置廃止、~~知事下吏の任用~~
~~知事下吏の懲戒~~、~~知事下吏の普通法~~
第六條は、事前に知事向に打合せすること。

十、都道府県費たる知事費の取扱いは、従
前の通りであるが、その執行については、道
府県知事部職員中、道府県知事部職員に
治法第一百七十一條の定め、出納員に
命じて取扱わしむること。その職員が下吏
であるときは、都道府県の吏員に併任
して、その出納員を命ずること。
知事下吏については、前項によるが、地方自治
法第七條第二項の規定により、知事總監
は、出納員に對し、支出命令を發すること
ができること。



政令第十八号

第一條 従前の北海道廳官制第一條及び地方官官制第一條の職員のうち警察に関する事務に従事させる者の定員は、次の通りとする。

北海道

地方事務官

専任

二十三人

二級

専任

三百八人

三級

府縣

地方事務官

専任

六百十人

二級

専任

六千七百四十九人

三級

前項の職員は各府縣内の定員は内務大臣がこれを定め、
第二條 従前の都廳府縣等臨時職員等設置制第一條の三及び第一條の四の職員のうち警察に関する事務に従事させる者の定員は、次の通りとする。
北海道

地方事務官 六人 二級

専任 一人 二級

地方事務官又は地方技官 二十一人 三級

専任 一人 二級

府縣

地方事務官 百十人 二級

専任 四十人 二級

地方事務官又は地方技官 七百六十一人 三級

専任 七十六十一人 三級

前項の地方事務官又は地方技官

官。此に對する事務官の定員は、次の通りとする。

北海道

警視 六人

警部 十七人

府縣 百十人

警部 三百七十五人

前二項の職員は、各府縣内の定員は、内務大臣がこれを定める。

第三條 従前の北海道廳官制第一條の二及び地方官官制第一條の職員のうち

警察に關する事務に従事させる者の定員は、次の通りとする。

北海道

地方事務官

専任 八人 以內
兼任 八人 以內
三級 三級

府縣

地方事務官

再任
地方教官

百九十七人以内ニ級

再任

四十二人以内ニ級

再任

二百四十九人以内ニ級

前項の職員の各府縣内の定員は、内務大臣が、これを定める。

第四條 前三條の定員外において、道府縣に巡查及び消防手に充つべきニ級の地方事務官を置く。

第五條 道府縣における警察に関する事務は、内務大臣の指揮監督の下に、道府縣警察部長及び地方事務官の助言により、道府縣知事が、これを管理する。

第六條 道府縣知事は、道府縣における警察に関する事務を處理するには、道府縣警察部長たる地方事務官を通じてこれをすることをとする。

第七條 道府縣知事は、その職権に属する事務の一部を、道府縣警察部長に委任することをとする。

第八條 第一條乃至第四條の職員及び特設消防署規程の職員の進退及び身

分に関する事務は、道府縣警察部において掌る。

附則

この政令は、昭和二十二年五月三日から、これを施行する。

別紙(二)

一 知事の職務権限

- (1) 警察署長の外命の取消又は停止 (地方官制九、北海道官制七)
- (2) 警察署長への事務委任 (地二、地九)
- (3) 警察部への分課設置 (地二、地、三五)

二 警察部長の職務権限

- (1) 通則 (地八、地、一五)
- (2) 警察事務の執行 (地二〇、地、一五)

三 警察署長

- (1) 警察署の位置、名称及び管轄区域の決定 (地三三、地、三九)

四、監査官 (地三四、地一六、五)

五、警視、警部、警部補又巡査長の規定 (地二、三、五、七、七、地、二、四、二六、二七、藤原縣巡査定員令)

六、消防職員 (特設消防署規程)

七、雜件

知事又は警務部長事故あるときの代理 (地一七、地、一、四)

13

日本製本機 B4 (267 × 384mm)

(石川)

應府縣	1	22	23	64	243	1,308
北海道	5	87	2	94	134	1,350
警視廳	1	24		25	33	314
京都	1	41		42	62	545
大阪	1	24		25	39	279
神奈川	1	29		28	58	341
兵庫	1	12		13	27	150
長崎	1	14		15	33	193
新潟	1	12		13	29	167
埼玉	1	11		12	29	157
群馬	1	24		25	37	235
福岡	1	11		12	20	87
大分	1	8		9	16	97
佐賀	1	11		12	25	119
熊本	1	9		8	15	74
宮崎	1	10		11	26	125
鹿児島	1	6		7	12	57
合計	41	674	2	727	1,330	7,042
	5	837	10	5	837	6
	7					

13-1

應府縣 區分 北海道 警視廳 京都 大阪 神奈川 兵庫 長崎 新潟 埼玉 群馬 千葉 茨城 栃木 奈良 三重 愛知 静岡 山梨 滋賀 岐阜 長野 富山 石川 福井 秋田 山形 青森 岩手 福島 宮城 長野 岐阜 滋賀 山梨 静岡 愛知 三重 奈良 栃木 茨城 千葉 群馬 埼玉 新潟 長崎 兵庫 神奈川 大阪 京都 警視廳 北海道 應府縣

鹿兒島	1	10	11	26	125	151
宮崎	1	7	8	13	25	119
熊本	1	11	12	25	119	144
佐賀	1	8	9	16	99	93
大分	1	11	12	20	87	109
福岡	1	24	25	39	355	328
高知	1	6	7	15	71	76
愛媛	1	14	13	22	85	107
香川	1	8	9	21	61	82
徳島	1	7	8	15	54	73
和歌山	1	8	9	20	74	95
山口	1	16	19	27	186	193
広島	1	19	18	35	138	193
岡山	1	13	14	28	116	138
鳥取	1	9	10	21	63	82
島根	1	8	9	16	44	60
富山	1	9	10	20	75	93
石川	1	9	10	20	58	78
福井	1	9	10	20	58	78
秋田	1	11	12	24	69	93
山形	1	13	14	19	92	111
青森	1	9	10	19	70	88
岩手	1	8	9	18	62	80
福島	1	10	11	24	102	128
宮城	1	9	10	22	105	129
長野	1	12	15	32	121	153
岐阜	1	12	13	27	82	109
滋賀	1	8	9	23	55	78
山梨	1	14	15	18	59	68
静岡	1	14	15	23	142	165
愛知	1	27	28	34	329	381
三重	1	11	11	25	106	131
奈良	1	8	9	19	63	89
栃木	1	10	11	22	106	128
茨城	1	10	11	25	132	158
千葉	1	12	13	25	154	181
群馬	1	11	12	20	105	125
埼玉	1	12	13	29	124	133
新潟	1	14	15	33	198	203
長崎	1	12	13	21	150	198
兵庫	1	29	27	58	321	400
神奈川	1	34	25	39	299	318
大阪	1	41	42	62	505	608
京都	1	24	25	53	193	215
警視廳	5	97	94	134	1195	1330
北海道	1	25	23	64	243	308
合計	51	574	2,929	1,720	9,042	10,528

13-1

2 総合庁舎二階以下を調査

道府県	区	市	町	村	計
北海道	6	1	17	12	29
警視廳	9	1	36	16	52
京都府	2	1	8	5	16
合計	125	46	428	414	843

13-2

2 総合集 = 関係 100%

区分	1958	1959	1960	1961	1962
北海道	6	1	17	12	31
警視廳	9	1	36	14	52
京都	9	1	9	9	16
大阪	6	1	25	16	41
神奈川	6	1	15	8	26
兵庫	6	1	15	8	23
長崎	5	1	14	8	22
新潟	2	1	7	8	15
埼玉	2	2	6	8	14
群馬	3	1	4	8	14
千葉	4	1	12	8	20
茨城	4	1	10	8	19
栃木	3	1	4	8	12
奈良	4	1	3	8	11
三重	4	1	2	8	16
愛知	6	2	22	14	36
静岡	3	1	13	9	21
山梨	-	-	3	9	11
滋賀	1	-	3	9	11
岐阜	1	1	3	9	11
長野	1	1	4	8	12
宮城	3	2	12	14	24
福島	4	1	6	8	14
岩手	3	1	8	8	16
青森	3	1	11	8	19
山形	-	1	3	9	11
秋田	-	1	3	9	11
福井	-	1	4	6	12
石川	1	-	3	8	11
富山	2	1	3	8	11
鳥取	-	1	3	8	11
島根	-	1	4	8	12
岡山	1	1	3	8	11
広島	1	1	4	14	20
山口	3	2	10	8	18
和歌山	4	1	8	8	16
徳島	2	0	6	8	16
香川	1	1	3	10	13
愛媛	2	1	6	8	14
高知	3	1	12	8	20
福岡	7	1	9	14	39
大分	2	1	7	8	15
佐賀	1	1	8	8	16
熊本	2	1	8	8	16
宮崎	4	1	10	8	20
鹿児島	4	1	11	8	19
合計	125	46	428	414	749

廳府縣	區分	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	合計
北海道		2							2
警視廳		109	3						294
京都府		7	109	3					166
大阪府		27	19	3					684
神奈川県		6	4	1					2
宮崎県		6	19	20					15
鹿児島県		6	1	20					52
合計		2	294	166	684	2	15	52	421

23 22
 44 44
 98 98
 177 177
 502 502
 23 23
 10 10
 54 54
 263 263

裏面白紙

鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	鳥取	島根	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	和歌	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長野	兵庫	神奈川	大阪	京都	警視廳	北海道	應州縣																																																																																																																																														
6	6	9	11	12	14	14	16	19	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200

23 45 95 173 302 428
23 45 95 173 302 428
23 45 95 173 302 428

① 金... 海... 了... 定...

合計 2 294 165 689 2 15 52 921 277 54 253